

鹿角市住民税申告支援システム貸借に係るプロポーザル審査基準

1. 前提条件

見積金額が、「鹿角市住民税申告支援システム貸借」技術提案書作成要領に規定する提案上限額を上回る場合、選定の対象外とする。

2. 選定方法

以下の評価基準に基づいて、選定委員が技術提案書の内容を審査採点し、総合点数の最上位の者を契約先候補として内定する。

3. 評価者以外の者の同席

評価者が評価者以外の者（業務の実務担当者等）に対して意見を聞くことを可とする。そのため、選考委員以外の者がプレゼンテーションに同席することがある。

4. 最高得点が複数となった場合（同点の場合）

最高得点を得た者が複数あるときは、審査項目「②機能要件仕様書に基づく評価」の得点が高い方を上位とする。

なお、これによっても優劣がつかない場合は、業者特定審査会での協議により最も優秀な者を選考する。

5. 審査項目及びウエイト

審査項目	ウエイト	満点
①提案書に基づく評価	2	200
②機能要件仕様書に基づく評価	3	300
③プレゼンテーション及びデモンストレーションに基づく評価	3	300
④見積金額に基づく評価（運用・保守を含む）	2	200
	合計	1000

6. 評価点数

評価項目	点数
優秀である	項目の点数(満点)
満足できる	項目の点数の 4/5
概ね満たしている	項目の点数の 3/5
物足りなさを感じる	項目の点数の 2/5
満足できない	項目の点数の 1/5